霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出霧島市長中重真一

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第163号) の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(報酬等)

- 第5条 館長の報酬、期末手当及び費用弁償は、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例(令和元年霧島市条例第24号)の定めるところによる。
- 2 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年霧島市条例第59号)の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## (提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)が令和2年 4月1日に施行されることに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものである。